

マニフェスト（政権公約）型選挙の一層の推進の ための公職選挙法改正に関する緊急声明

マニフェスト（政権公約）は、政党を立て直し、責任ある政治主導体制と実行力ある政府を作り上げるための手段である。平成 15 年 11 月の総選挙では、各政党がマニフェスト（政権公約）を掲げて、選挙戦を行うに至った。

また、地方選挙においても、平成 15 年 4 月の統一地方選挙で、ローカル・マニフェストを掲げる首長候補者が登場して以来、急速にこの輪が全国に広まりつつある。

公職選挙法は平成 15 年秋に改正され、国政選挙においては、政党に限り、マニフェストの頒布が一定の場所で可能となり、国民にとってマニフェストが身近なものとなった。

しかしながら、「首長選挙でのマニフェストの頒布が認められていない」等の制約があり、地方選挙におけるマニフェスト型選挙実現の大きな妨げとなっている。

このため、「真のマニフェスト型選挙の定着」に向けて、下記の内容の公職選挙法の改正を行うよう提案する。

記

- 1 首長選挙においてもマニフェスト型選挙ができるようにするため、これらの選挙においてもマニフェストの頒布を可能とすること。
- 2 マニフェストの頒布場所については、現行の選挙事務所内、演説会場、街頭演説の場所に限らず、有権者がマニフェストを格段に入手しやすくなるよう、政党本部及び支部、街頭等での頒布も可能とすること。

平成 17 年 7 月 8 日

21 世紀臨調「知事・市町村長連合会議」座長 増田 寛也（岩手県知事）
（ローカル・マニフェスト推進首長連盟代表世話人）

提言・実践首長会会長 石田 芳弘（愛知県犬山市長）
（ローカル・マニフェスト推進首長連盟代表世話人）